

大阪市告示第1028号

大阪市港湾施設条例（昭和39年大阪市条例第76号。以下「条例」という。）第21条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

令和6年7月25日

大阪市長 横山英幸

1 担当

〒552-0022 大阪市港区海岸通3丁目4番28号
大阪港湾局計画整備部施設管理課
電話 06-6572-2674

2 業務の概要

(1) 代行施設の名称

代行臨港道路（大阪港咲洲トンネル）

(2) 所在地

大阪市港区海岸通1丁目から大阪市住之江区南港北1丁目に至る間

(3) 管理の基準

施設の供用日及び供用時間は、条例第3条第1項に基づき、次のとおりとする。

供用日：1月1日から12月31日まで

供用時間：午前0時から午後12時まで

なお、設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、条例第3条第2項に基づき、あらかじめ市長の承認を得て代行施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

(4) 業務の範囲

ア 施設全般の管理運営に関すること

イ 施設内の交通監視、施設監視並びに安全対策に関すること

ウ 施設内の清掃に関すること

エ 施設の保守点検及び緊急補修、小規模補修に関すること

- オ 挙動観測業務に関すること
- カ 夢咲トンネルとの一体管理に関すること
- キ その他

(5) 指定を行おうとする期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。個人での申請はできない。

(1) 法人等に関する要件

- ア 条例第23条の規定に該当していないこと
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと
- ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと
- エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要項に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- オ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと
- カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く）
- キ 法人税、消費税及び特別地方消費税並びに大阪市民税の滞納がないこと。
ただし、大阪市の納税義務がない場合は、本店所在地の市町村民税（特別区の場合は、都民税）とする。
- ク 国土交通省が定めている「道路トンネル非常用施設設置基準」でトンネル

等級 A A 級の施設の管理運営実績を 1 年以上有していること
ケ トンネルその他土木構造物の挙動観測・評価業務の実績を 1 年以上有していること

(2) 連合体に関する要件

- ア 連合体は 2 以上の法人等で自主結成すること
- イ 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という。）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人等は当該連合体の構成団体として扱うこと
- ウ 連合体の構成団体間（代表法人等を含む）における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行にあたり、大阪市との調整窓口として責任を持つこと
- エ 各構成団体のいずれもが 上記(1)のア～キの内容を満たしていること
- オ 各構成団体のいずれかが 上記(1)のク、ケの内容を満たしていること
- カ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則としては認めない。

(3) 連合体の構成団体（代表法人等を含む）に関する要件

- ア 上記(1)の要件を満たすこと
- イ 本件募集に関して各構成団体は 2 以上の連合体の構成団体となることできない。また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したもののの中から、条例第24条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を指定管理者の指定を受けるべきもの（指定管理予定者）として選定し、市会での議決を経た後に指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の配布場所

上記 1 に同じ

(2) 募集要項の配布方法

令和 6 年 7 月 26 日（金）から令和 6 年 9 月 25 日（水）まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前 9 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで、上記 1 において無償により配布する。また、大阪港湾局のホームページよりダウンロードすることができる。

(3) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書を持参により提出すること

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記 1 に同じ

ウ 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類
- ③ 指定管理者指定申請に関する誓約書
- ④ 法人等の概要
- ⑤ 役員名簿
- ⑥ 履歴書
- ⑦ 障がい者雇用状況報告書の写し
- ⑧ 障がい者雇入れ計画書
- ⑨ 代行臨港道路（大阪港咲洲トンネル）の管理運営に関する事業計画書及び収支予算書
- ⑩ 夢咲トンネル管理運営に関する事業計画書
- ⑪ 定款、寄附行為等、規約その他これらに類する書類
- ⑫ 法人の登記事項証明書

- ⑬ 貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び監査報告書の写し（直近3決算期又は3事業年度の実績）
- ⑭ 事業報告書（直近3決算期又は3事業年度分の実績）
- ⑮ 法人等の事業計画書及び収支予算書（申請日の属する年度のものの）
- ⑯ 法人等の印鑑証明書（指定申請書提出日より3ヶ月以内に発行されたもの）
- ⑰ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（指定申請書提出日より3ヶ月以内に発行されたもの）
- ⑱ 法人税等の申告書の写し（直近3年事業年度分）
- ⑲ 大阪市の法人市民税の納税証明書（直近3年分）
- ⑳ 応募資格等を有していることが確認できる書類の写し等
- ㉑ 選定結果通知用封筒一式

エ 受付期間

令和6年9月17日（火）から令和6年9月25日（水）まで（ただし、土曜日曜日、祝日を除く）の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

5 申請するものに要求される事項

指定管理者指定申請に関し、本市より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること

6 その他

- (1) 指定手続において使用する言語は日本語とする。
- (2) 詳細は募集要項による。

（大阪港湾局計画整備部施設管理課）